

京都市告示第493号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、平成21年3月13日から平成21年3月31日まで、財団法人京都市駐車場公社を京都市公金収納受託者とし、京都市嵯峨嵐山駅自転車駐車場の駐車料金の徴収事務を委託します。

平成21年3月13日

京都市長 門川 大作

(建設局土木管理部自転車政策課)